

平成 24 年（ワ）第 213 号、同 25 年（ワ）第 131 号、同第 252 号、同 26 年第 101 号、同 27 年（ワ）第 34 号損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 5 8 5 名

被告 東京電力株式会社

準 備 書 面（55）

（避難の終了時期について）

平成 2 8 年 1 月 2 1 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清



同

青 木 丈 介



同

土 屋 賢 司



同

小 谷 健 太 郎



同

川 見 唯 史



被告は、本件事故による避難生活の終了時期について、次のとおり主張を準備する。なお、略称については、本準備書面において新たに用いるものの他、従前の例によるものとする。

第1 中間指針等の規定

1 中間指針

中間指針は、本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛（「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。）のうち、以下の精神的苦痛を賠償すべき損害とした（中間指針第3・6・I）①・②）。

① 対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛（下線は被告加筆。以下同じ。）

② 屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

また、その賠償の終期については、次のとおり規定している（中間指針第3・6・IV）②）。

終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

2 中間指針第二次追補

上記1の中間指針の規定を受けて、中間指針第二次追補は、以下のような考え方を示した（中間指針第二次追補第2・1・（備考）2））。

中間指針第3の【損害項目】の6（被告注：上記1①及び②のこと）では、避難等対象者が受けた精神的苦痛のうち、少なくとも「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害

されたために生じた精神的苦痛」及び「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」は賠償すべき損害と認めている。

3 中間指針第四次追補

また、中間指針第四次追補は、次のとおり規定している（中間指針第四次追補第2・1・Ⅲ）。

中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については、1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。

第2 避難終了の時期についての考慮要素

- 1 上記第1の中間指針等の規定によれば、避難に伴う精神的損害の賠償終期としての避難の終了時期の基本的な判断基準は、避難指示等の解除等から1年間を目安とするものとし、その上で、個別の事情を踏まえて判断されることになる。
- 2 そして、個々の避難者にかかる避難の終了時期については、画一的かつ一義的な基準があるものではなく、個々の避難者の住居・生活関係という客観的事情や、生活の本拠をどこに定めるか（帰還の意思の有無を含む）という主観的事情等の個別の事情を踏まえ、総合的に判断されるべきものである（なお、個別具体的な事情により以上の各考慮要素以外の要素を排除するものではない）。
- 3 避難の終了時期については、上記の考慮要素の他、被告の社会的責任という観点も踏まえて、被害者保護及び公平な賠償という観点から総合的に判断され

るべきである。

第3 個別の賠償との整合性について

被告としては、任意の直接賠償手続き（本賠償手続き）において、原告らに対して将来分の避難慰謝料を包括的に支払っている事例がある。これは、公平かつ迅速な賠償を実施するということや被告の社会的責任という観点から、全ての被害者に対し、賠償がなされないという状況を回避するという目的（政策）のため、中間指針及び被告の賠償方針に基づき、一定の要件を満たす場合に賠償金の支払いに応じたに過ぎないものであり、各原告らについて避難が継続している事実を詳細かつ具体的に確認し、これを認めているものではない。

したがって、上記第1の2で引用した「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」及び「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」のいずれも認められず、また、その他慰謝料の発生が認められるべき程度に至っている精神的苦痛の発生も認められないような原告については、賠償実績の有無にかかわらず、個別の事情により、避難が終了したものと認定されるべき場合があり得る。

なお、中間指針第二次追補において、避難を継続する者と移住しようとする者との間で、損害額及び支払方法等に差を設けないことが適当である（中間指針第二次追補第2・1・（備考）2）との考え方が示されているが、当然のことながら、その趣旨は、上述のような場合にまで、精神的損害の賠償がなされるべきであるという趣旨ではないと解されることを念のため付言しておく。

以上